

和歌山県社会的養育推進計画 概要

○平成28年児童福祉法改正

児童が権利の主体であることが位置付けられるとともに、家庭養育優先原則が明記

○新しい社会的養育ビジョン（新たな社会的養育の在り方に関する検討会）

平成28年改正法の理念を具体化するため、そこに至る工程を示すもの

○都道府県社会的養育推進計画策定要領（厚生労働省通知）

下記項目を基本として計画を策定

1 はじめに

○計画の趣旨

全ての児童が自らの人権を大切にすることを知るとともに、一人一人の児童の人格や個性が尊重され、豊かな人間性を育む養育環境づくりを目指す

○基本方針

- ・児童一人一人の人権を尊重し、児童の最善の利益を実現する視点
- ・家庭養育優先原則の視点
- ・社会全体で子育てを支援していく視点
- ・児童の健やかな発達を保障する視点
- ・児童の成長過程にあわせた切れ目のない支援の視点

○計画期間

令和2年度から令和11年度（10年計画）

前期：令和2年度～令和6年度

後期：令和7年度～令和11年度

○計画の見直し

中間年である令和6年度を目安に、社会動向などを踏まえ、必要に応じて、計画を見直す

2 当事者である児童の権利擁護

○児童の意見表明や児童の意見を第三者が代弁する取組

☑「子どもの権利ノート」を見直し、一時保護児童や里親委託、児童養護施設等に入所となる児童等に手渡し、児童福祉司等が丁寧に説明

☑児童養護施設等が定期的に児童へのアンケートや個別面接の実施の促進

- ・児童の援助方針決定に当たり、児童福祉司等が児童の意見を丁寧に聞き取り、可能な限り反映

3 市町村の児童家庭支援体制の構築等の取組

○市町村における相談体制の整備、保護者の育児に対する不安感や負担感の軽減

☑妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施する、子育て世代包括支援センターを全市町村に設置

☑児童家庭相談全般を担う、子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置

- ・ショートステイ、トワイライトステイなどの子育て短期支援事業の実施の促進

4 代替養育を必要とする児童数の見込み

○代替養育を必要とする児童数の見込み

【H30年度】429人→【R6年度】419人→【R11年度】418人

○里親等委託率と里親等委託が必要な児童数の見込み

【H30年度】17.9%（77人）→【R6年度】31.5%（132人）→【R11年度】44.1%（186人）

○施設で養育が必要な児童の見込み

【H30年度】352人→【R6年度】287人→【R11年度】232人

5 里親等への委託の推進に向けた取組

○必要とされる里親数

【H30年度】129世帯→【R6年度】198世帯→【R11年度】270世帯

○里親等委託の推進と里親の確保

- ☑ 市町村、民生委員・児童委員などが地域における里親の人材発掘し、里親支援機関に繋ぐ仕組みづくり
- ☑ 年齢や施設入所期間に関わらず、里親等委託を推進。特に、乳幼児を最優先に取り組む
- ☑ 里親の習熟度に応じた研修の開催、児童養護施設等での実習などを通して里親の養育力の向上を図る
- ☑ 施設入所児童と里親が交流する機会を作るため、里親を施設ボランティアとして受け入れる取組みの促進
- ☑ 週末・季節里親により、施設入所児童が家庭生活を体験することにより、健やかな家族観と社会性を育むとともに、里親委託に必要な養育経験の蓄積、受託意欲の向上を図る。

6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

○特別養子縁組等による、永続的に安定した養育環境の保障

- ☑ 上限年齢（6歳→15歳）が引き上げられたため、新生児から高年齢児まで幅広く対応できるよう児童相談所の体制強化を図り、専門性の向上を図る
- ☑ 候補家庭が見つからない場合に、児童相談所と民間あっせん機関が相互に候補家庭を紹介する仕組みの構築
- ☑ 予期せぬ妊娠等で実親による養育が困難な場合、産前より医療機関等と連携し、産前・産後学級などの養育上、必要な支援を受けられるよう関係機関に促す

7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

○できる限り良好な家庭的環境の確保、職員の専門性の向上

- ☑ 児童への支援の質の向上を図るため、手厚い職員体制を促進
- ☑ より家庭的な環境に近い少人数による支援の実施や、個室化等の整備の促進
- ☑ ケアニーズが非常に高い児童に対する専門的ケアに対応する心理職などの配置による支援体制の強化を促進
- ・ 行動の問題等のある児童を支援する職員に対して、研修を実施し、職員の専門性の向上を支援

8 一時保護改革に向けた取組

○児童の状況に応じた専門的ケアの実施と業務の質の向上及び運営の透明化

- ☑ 自己評価や第三者評価制度を導入し、施設運営の透明化や支援の質を向上
- ☑ R2年度より一時保護所における居室の個室化等の整備に着手
- ☑ 「子どもの権利ノート」を見直し、一時保護児童や里親委託、児童養護施設等に入所となる児童等に手渡し、児童福祉司等が丁寧に説明（再掲）
- ☑ 年齢や入所に至る背景、性格特性などに配慮したケアの質を確保するため、心理療法担当職員の配置、児童指導員・保育士の増員

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

○退所児童等の自立に向けた支援

- ☑ 自立前の児童等や退所児童等にアンケートやヒアリングを実施し、自立に必要な支援策の拡充、創設を検討
- ☑ 児童相談所と里親会などと連携し、自立前の児童等に対して自立支援に関する情報の周知徹底

10 児童相談所の強化等に向けた取組

○児童相談所における人人体制の強化

- ☑ 里親や委託された児童等へのきめ細かな支援や、児童虐待事案への迅速な介入と手厚い児童家庭支援を可能とするため、児童福祉司、児童心理司、弁護士、保健師などの計画的な増員を図り、組織や業務分担の見直しによる体制強化を図る